

# アメリカにおけるホームスクールリングの 多様な学習形態と重層的支援

— ラベリングを乗り越えて —

中 島 千 恵<sup>1)</sup>

キーワード：主体的学び、学習保障、ホーム  
スクールリング

## はじめに

世界にはまだまだ公教育を活用できない環境や状態にある児童がいる。日本でも現在、日本国憲法 26 条は「すべて国民は・・・」と、すべての日本国民の学習権を法的には保障しているが、公教育の現状は現実にはすべての児童の学習権を制度的には保障しているものの、実質的にはできていない状態にある。不登校児童の問題は多くの議論や関係者の努力にもかかわらず、解決の光が見えてこない状態である。「誰一人取り残されない学びの保障に向けた対策（COCOLO プラン）では、90 日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関で相談・指導を受けていない小・中学生が 4.6 万人いるとされる<sup>1)</sup>。同プランの主たる取り組みの一つとして、「多様な学びの場、居場所の確保」が挙げられている<sup>2)</sup>。本論はアメリカのホームスクールリング（以下 HS）における多様な学習形態や支援の取り組みを通して、日本における不登校問題への示唆と公教育の在り方について考察することを目的とする。

なお、本論は日本にアメリカの HS 制度を無

批判に取り入れることを目的とはしていない。教育と社会の関係は非常に複雑で単純に海外の制度やモデルを取り入れるのは危険である。しかし、明治以来、日本が行ってきたように、海外の教育制度・実践・教育改革、その背景にある考え方などに目を向け、利点・欠点・社会における葛藤などを謙虚な姿勢で学び、教育改革のヒントを得、良いところを日本の社会に合った適切な形で取り入れていくことを考えることは重要である。またこれは本論筆者が携わる比較教育学や教育行政・制度学の重要な役割でもある。日本では学校外の学習も適切であれば認め、公教育にいかにも多様な人々を包摂していくかが政策課題になっている。国際的にみると包摂へのアプローチはひとつではない。アメリカでも就学義務が法律で定められているが、HS も法的に認められている。本論では公立学校以外の学び、特にアメリカの HS の学びに目を向ける。

## I. 本研究の背景

### 1. 政策的背景

2023（令和 5）年 3 月 31 日、教育機会確保法（2016 年）に基づき、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLO

<sup>1)</sup> 京都文教大学

プラン)が文部科学省から全国に向けて通知された。令和3年度の調査結果では、不登校が小・中学校で約24.5万人、高等学校を含めると約30万人に達し、不登校「過去最高」を前年に引き続き更新している。関係機関、団体の努力にもかかわらず、減少する兆しが無いのだ。近年は学校のどこかに登校して通常のクラスでの授業を受けづらい児童も学べる場所を作り、学校との関係性を維持し、児童の学習を前に進められるような取り組みが進んでいる。しかし、それでも不登校生徒の数が減少しないという現実に頭をかかえながら、COCOLOプランに期待する現場の教師、校長、教育委員会関係者は少なくないことと想像できる。

一方で2040年以降の持続可能な社会に向けて、中央教育審議会(以下中教審)は次期教育振興基本計画(答申)として「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つの柱を掲げている。本計画の中には、「共生社会の実現に向けた教育の考え方」として、増加する不登校児童への個別な状況に応じた支援や共生社会実現に向けた「マジョリティの変容」にも触れている(中央教育審議会 2023、18)<sup>3)</sup>。しかしながら教育基本法第16条に示される教育水準の維持向上への国家の役割と多様な学びを公的に承認していくことには、矛盾と軋みが生じやすく、学びのレベル、学力水準の維持向上を推進しようとするとなればするほど、その基準に達しない児童が制度的にあるいは自らの精神的状態によって排除されかねない状態に追い込まれる。

不登校になっている児童たちの不安や悩みについて先に文科省(不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議 2021)が調査した結果、「学校を休んでいる間の気持ち」について、「ほっとした・楽な気持ち」だった一面、「勉強の遅れ」が不安要因になっていることもわかっ

た。また、適応教室などの公的に提供されている支援機関を利用している割合は他のフリースクールや自宅でのオンラインなどに比べ多い方であるが、それでも小学校40.1%、中学校36.4%と「あまり進んでいない」と報告している(p.69)。更にすでに荻野ら(2008)によって不登校からひきこもりに発展しやすいことは既に指摘され、2019年の文部科学省による「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」でも、「支援の視点」として、すでに以下のように記載されている。

「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、(中略)学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」

児童がどこにしようと、まずは学習を少しでもすすめていける環境と体制の充実が急がれる。

今、学校に通えない状態であろうと、彼らが自分に合った道を見出し、そのウェルビーイングが見守られ、推進される環境に置かれるように教育政策が展開していくよう、我々は教育行政の動きを見守っていく必要がある。

日本では教育機会確保法(2016年)によって児童の多様な学びを評価していこうとする動きがある。そして2023(令和5)年5月31日に発信されたCOCOLOプランでは、「不登校児童が学びたいと思った時に学べる環境の整備(4)教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施」の中で次のように記載されている(文部科学省 2023、4)。

(4) 教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施 不登校により自分の教室で授業を

受けられない場合であっても、自宅等で1人1台端末等を用いて配信された教室の授業を受講する等の支援により、学習の遅れを取り戻すことが期待される。この場合、我が国の義務教育制度を前提としつつ、不登校児童が一定の要件を満たした上で、自宅等においてICT等を活用した学習活動については、可能な限り、指導要録上出席扱いとするとともに、本人の進学等の意向等を考慮し、学習評価を行い、その結果を評定などの成績評価に反映することが望ましいこと。

つまり、あくまで我が国の義務教育を前提としつつ、不登校児童が一定の要件を満たした上で、自宅などでICTを活用した活動については可能な限り指導要録上出席扱いにすること、また成績評価に反映することなどが盛り込まれた。日本社会が「学びたいときに学べる環境」「個々の児童に合った学校以外の柔軟な学習機会」を自宅だけでなく、広くかつどの程度、社会全体で提供できるようになるのが重要である。またその機会を当事者がどのように活用していけるかも主体的な生き方を尊重する上で重要である。

## 2. 家庭を拠点とする学習の可能性と限界

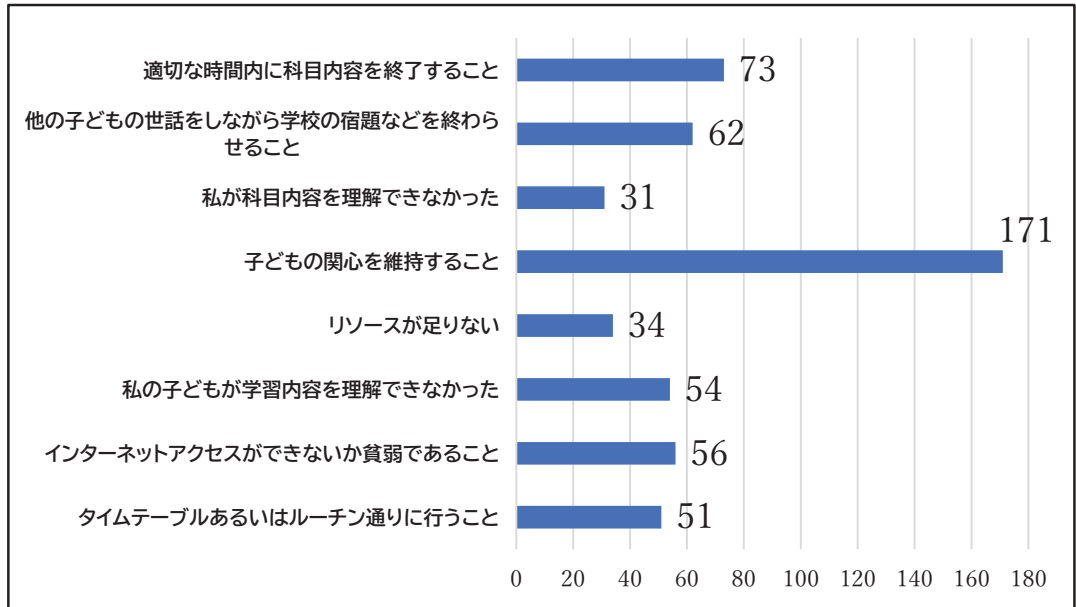
COCOLOプランでは学校に行けなくなった児童も、自宅などでオンラインによる学習を評価することが明記されている。家庭で安心して教育を受けられる環境や条件を整えていくことも必要であるが、家庭での学習には限界も伴う。

日本では平成29年から小学校では内容・方法ともに改訂された学習指導要領に基づいた教育が実施されている。プログラミングが必修化され、ICTが活用されている近年の学校教育内容を家庭で教えるのには限界がある。パソコン

など高価な機器を購入・維持できる経済的能力も求められる。また、世の中の変化に合わせて絶え間なく研修を受け、新たな知識とスキルを身に着けている教員相当の人材によって提供あるいは支援される学習機会であることが質の高い学習機会を提供していく上で必須である。

問題なく学校に通っている児童でも保護者が家庭で学習を進めるのが簡単なことではない。NayirとSari(2021)は、2020年のコロナ禍による学校閉鎖によって、家庭での学習を実施しなければならない状態になった保護者達の役割や、保護者が向き合わなければならなかった困難などを調査した。彼らは2020年6月から10月までの間に小学生の子どもを持つ保護者366人を対象に調査を実施した。

この調査で、Nayirらは、58.9%の保護者が家庭での教育プロセスで困難に出合っていることを確認し、どのような困難かを統計的に示した(図表1)。保護者達が困難に感じた様々な要因のうち、群を抜いて多かったのは「子どもの関心を維持すること」であった(171人)。これはNayirらの本文で78.1%とされている。その他、「適切な時間内に科目内容を終了すること」、「他の子どもの世話をしながら学校の宿題を終わらせる」、「タイムテーブルあるいはルーチン通りに行くこと」など、保護者が会合う困難として容易に予測できるものである。これらは家庭であるからこそ、子どもの保護者に対する甘えや、保護者が家庭で担う家事育児や職業など他の責任との関係で起こってしまうことであり、これらの要因からは必ずしも保護者の教育力や学習内容にかかる能力を語ることはできない。ところが、「私の子どもが科目内容を理解できなかった」「インターネットアクセスができないか貧弱である」「私が科目内容を理解できなかった」などの問題は、保護者の教育者としてのコンペテンスが不十分であると理



図表 1. 家庭学習の間に保護者が感じた困難 (人数)

出典：Nahir & Sari (2021) p.161, Figure 6

解することができる。これらの課題は、不登校児童の保護者だけでなく、すべての児童の保護者の多くが遭遇する可能性のある問題である。絶え間なく研修の機会を有する有資格教員の存在が不可欠である。

### 3. 学校と結びついたホームスクーリング (HS) の可能性

保護者が仕事や家事をこなしながら家庭で子どもを教育することは困難にも関わらず、アメリカではHSが増加している。日本で不登校に多様な理由があるように、アメリカのホームスクーラー (Hスクーラー) 達にも多様な事情や理由がある。その理由が変化しつつあることはすでに報告しているのでここでは詳述はさける (中島 2023)。考えられる増加要因として、アメリカのHSは義務教育として法的に認められていることがある。また、保護者に第一義的な教育の責任があるものの、学校、家庭教師、地域社会にある多様な教育機会、多種多様なオン

ラインリソースにアクセスできる。そしていつでも正規の学校に戻れる仕組みがある。何より、HSは既存の公立学校に支配的な価値観や方法 (時間が刻まれ、やる事が決められ、好きな学習を好きなだけできない、標準化されたテストで評価されるなどなど) から解放される。

日本においては学校に行けないでいる多くの児童の存在が喫緊の課題として私たちに迫っている。日本が直面している約30万人の不登校児童の学習権を彼らの自尊感情を大事にしながら保障していかなければならない。現在の公教育の枠組みに入らない、あるいは入れない状態にある人々の学習をいかに公的に支援していくかは、万人のための教育を実現する上で欠かせない検討事項である。公教育の重要性と必要性は堅持されなければならない。されど、既に構築された公教育の枠組みだけを念頭に置いては「万人のための教育」は実現できないだろうことを30万人の不登校児童が沈黙のうちに問いかけている。

学びの場としてフリースクールや正規の学校とつながって実施する HS の利点を日本流に公教育制度の中に積極的に位置付ける道を検討することも、万人のための教育の実現に向けたひとつのヒントを提供するのではないだろうか。ここで「積極的」という表現を用いているのには、特別な意味合いがある。自らの未来を切り開く歩みを進められる場を家族と一緒に自ら選択したと感ずることができたらどうだろうか。

「個別の状況に応じた支援」を考えるなら、それが適切に機能するように一定の条件を整えなければならない。約 30 万人の「不登校」という範疇でとらえられている子どもたちは、多様な理由あるいは本人もうまく説明できない心理状況でどうにも登校できない。アメリカ、イギリス、オーストラリア、インドネシア、シンガポールなどで制度的に認められている HS は、保護者の海外勤務も含め、子どもとその保護者が置かれた多様な実態に対応しようとする仕組みである。そこで本論では HS が義務教育として制度化されているアメリカにおける具体的な学習機会や支援に焦点を当てて探る。

アメリカは州によってアプローチが異なり、多様なやり方・考え方を提供してくれる。とかく画一的になりがちな日本にとって、柔軟な思考を促してくれる国でもある。支援の多様性にとどまらず、日本の次期教育振興基本計画でも述べられる「マジョリティの変化」にも参考となると考える。

## Ⅱ. 先行研究

アメリカにおける学校と HS の関係に関する先行研究では、秦 (2001)、下村 (2004)、佐々木 (2010)、宮口 (2020) などが米国の HS と学校との関係を紹介している。これらの論文を

発表年順にたどると、いくつもの訴訟による闘争を経て HS が全米で法的に受け入れられると、従来型の公立学校やチャータースクールの制度を柔軟に活用しながら、ホームスクーラー (以後、H スクーラー) の学習権を公的に補助・保障する道を模索してきたことがわかる。従来型の公立学校へは二重在籍によってパートタイムで参加できる道を開き、自由な教育実践が法的に認められているチャータースクールを通して経済的補助とともに質保障のための公的規制を可能にしている。

秦 (2001) はアメリカで HS が学校と対立していた時代から 1980 年代には全国的に合法化され、協力関係になるまでの歴史的経緯を主な訴訟などを紹介しながらたどっている。1980 年代には既に「HS はアメリカの教育の中の基本的な構成要素となっていた」という (秦 2001, 11)。下村 (2004) はアメリカの HS への公的支援制度をテーマとして、チャータースクール制度を活用したアラスカ州の Family Partnership Charter School (FPCS) を紹介している。チャータースクールは公設民営であるが、基本的には公立学校に入る。FPCS は、H スクーラーのみを対象とし、この分析が行われた時点でアラスカ州最大のチャータースクールになっていた。下村は FPCS を通じて子どもの権利保障やアカウントビリティ確保のための公的規制と HS の柔軟性とのバランスが如何に取られているかを探っている。表面的には公立学校化しつつも H スクーラーのニーズに対応することを可能にしているが、州の HS 規定が非常に緩いという根本問題とも結びついて、HS のアカウントビリティを確保する媒体とはなり得ないという課題を指摘している。佐々木 (2010) は、アメリカで自らホームステイをしながら、正規の学校にパートタイムで通う H スクーラーの様子を伝えている。児童や家庭の立場で HS

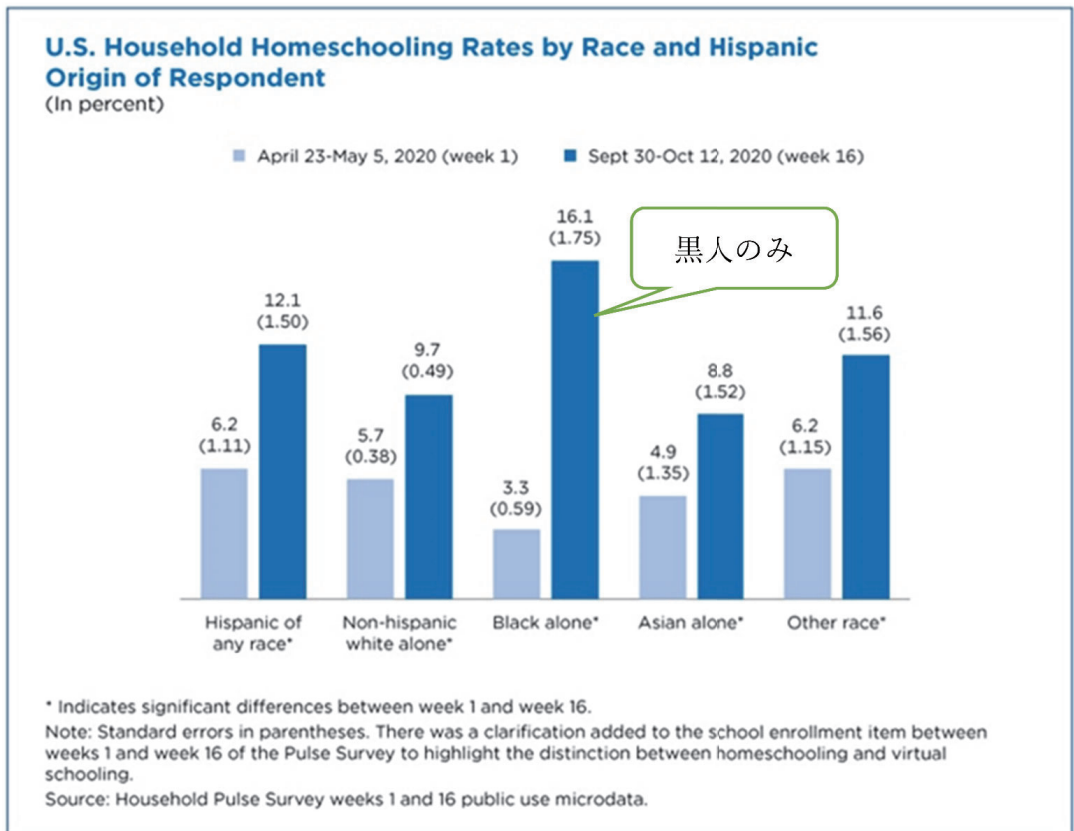


の状況が伝わる貴重な報告である。宮口(2020)はHSを義務教育機会としての視点から現状と課題を分析し、公立学校や学区などの行政機関がHSを提供するカリフォルニア州とアラスカ州の事例を紹介している。義務教育提供主体と学習の場が学校外となる「退出」としてのHSと学校が義務教育を提供し学習の場だけが家庭になる「拡張」としてのHSに分類している。どちらにもネガティブなトーンはない。

アメリカではHSによって学ぶ児童は1999年から2016年までの間に2倍に増加していたが、アメリカ統計局によるパルスサーベイ(Pulse Survey)によれば、コロナ発生後は更に増加している。パルスサーベイとは、一般的に脈拍(pulse)を計測するかのように社会と個人の関係を短期間で調査し、関係性を改善することを目的とする調査である。今回、アメリカ統計局は、コロナの影響を見出すために2020年から世帯動向のパルスサーベイを実施している。その中にHSを実施する世帯についての調査も含まれている。その結果、徐々に増加しつつあったHSがパンデミックによって急激に増加した(図表2)。

### Ⅲ. アメリカにおける ホームスクーリングの増加

#### 1. パルスサーベイ



図表2. 人種とヒスパニック系別ホームスクール増加の割合(%)

下段の数値は標準誤差

出典: U.S.Census Bureau (2021), Homeschooling on the Rise During Covid-19

H スクーラーは 2020 年度春 (4/23 - 5/5) から秋 (9/30 - 10/12) にかけて就学児童をかかえる世帯の 5.4% から 11.1% に変化し、5.7% の増加となった。統計で示される児童数は約 200 万人、アメリカの児童人口の 3% を超える (US Department of Education, Institute of Education Sciences, National Center for Education Statistics 2019)。2022 年には 500 万人 (5million) と報じられている。増加といっても州によって増加の程度も異なるのである (図表 2-1)。アイオア州とケンタッキー州では減少している。秋の調査で最大だったのはオクラホマ州 (20.1%) であるが、割合の増加が最大だったのはアラスカ州である (17.9%)。

考えられる要因として各州の HS に関する法規定の厳しさの程度がありうる。これについては、中島 (2021) で規制の内容などについてホームスクール法的擁護団体 (HSLDA) の分類に基づき紹介した。規制が厳しくなるにつれ、児童の学習保障に対する州の関与が高まることになる。HS が有意に増加した州とホームスクール法的擁護団体 (HSLD) による 4 種類の規制レベル (通知不要、低、中、高)<sup>4)</sup> を加えて表にしたのが図表 3 である。これを見れば、HS はほとんどの州で有意に増加しており、規制が厳しい 4 州 (マサチューセッツ、ニューヨーク、ペンシルベニア、バーモント) でもペンシルベニア以外のすべてで有意に増加している。一方、規制が無いか、低いアイオア州やケンタッキー州では減少している。以上から法規制の程度は HS の増減に決定的な影響要因であるとは解釈できない。

## 2. 多様な形態の HS の発展

Eggleston & Fields (2021) は HS の増加について、パンデミック以前からあった「HS のバリエーション」と「コロナの感染率」、そして

パンデミックの間に「学校をどのように実施するか」についての地元の人々の判断が含まれるのではないかと推測している。

Hirsh (2019) は言う。HS は「かつては保護者にとって「はい」か「いいえ」の選択であった。」つまり、HS は、通常の学校に行くか、家庭で学習するかの二者選択を意味していた。しかし、HS の在り方や実施の仕方は変わってきた。その誘引のひとつは、インターネットを中心とするテクノロジーの進歩である。一般家庭でインターネットによるオンライン学習が容易になってきた。さらに、「インクルージョン」や「万人のための教育」理念が国際的に推進・普及する流れの中で、公教育にすべての児童を包摂し、公教育の充実を図ろうとする州政策がある。HS についても教育の質を求めつつ、当事者たちの学習が推進されるように政策や法規定を変えてきた。これらによって、保護者には「Yes」か「No」ではなく、HS の多様な形態や選択肢が提供されるようになってきたのである。保護者はそれらから自分の子どもと家族の事情に合う学習形態、リソースを選択・アレンジ・カスタマイズすることができるようになってきたのである。では、どれほどのバリエーションがあるのだろうか。(1) 多様で膨大な学習リソース、(2) ホームスクーラーをつなぐ組織、(3) 公的諸機関の活用、(4) 私的学習機会や支援の 4 つに分けて紹介する。H スクーラーはこれらのすべてを自由に組み合わせる自分にあった学習プランを創っていくことができる。

### (1) 多様で膨大な学習リソース

#### ① 遠隔教育との境

オンライン学習について語るとき、オンライン学習に基づく HS とコロナ禍における家庭での学校教育 (home based school education)、あるいは学校教育に基づく「遠隔教育」とは区別

第1週（2020年4月23日から5月5日）における割合と  
第16週（2020年9月30日-10月12日）における割合

第1週と  
第16週  
の差

Table 1.

**Homeschooling Rates of Households by State**

State	April 23-May 5, 2020 (week 1)		Sept. 30-Oct. 12, 2020 (week 16)		Difference
	Percent	Standard error	Percent	Standard error	
Alabama	5.0	1.62	12.1	2.93	*7.1
Alaska	9.6	1.92	27.5	3.63	*17.9
Arizona	5.4	2.01	13.0	2.97	*7.6
Arkansas	6.8	1.85	10.3	2.80	3.5
California	8.6	1.77	8.7	1.40	0.1
Colorado	3.4	1.02	8.7	1.65	*5.3
Connecticut	2.5	0.98	7.5	2.31	*5.0
Delaware	8.9	3.23	9.1	3.03	0.2
District of Columbia	7.0	5.24	10.3	3.87	3.3
Florida	5.0	1.41	18.1	2.84	*13.1
Georgia	7.1	1.88	16.0	4.12	*8.9
Hawaii	4.5	2.36	8.1	2.99	3.6
Idaho	8.0	1.87	10.3	2.17	2.3
Illinois	2.1	0.79	5.4	1.45	*3.3
Indiana	5.4	1.66	10.0	2.27	4.7
Iowa	6.6	3.78	6.0	1.58	-0.6
Kansas	2.4	0.91	10.1	1.97	*7.7
Kentucky	7.7	2.65	6.5	1.41	-1.2
Louisiana	6.2	1.90	14.5	3.41	*8.3
Maine	4.1	1.43	11.6	3.66	*7.6
Maryland	4.4	1.60	6.1	1.41	1.7
Massachusetts	1.5	0.56	12.1	2.61	*10.6
Michigan	5.3	1.64	11.3	2.30	*6.0
Minnesota	4.6	1.29	9.7	1.88	*5.1
Mississippi	3.4	1.09	15.0	3.82	*11.6
Missouri	5.9	1.67	10.9	2.68	5.0
Montana	8.2	2.85	18.3	3.62	*10.1
Nebraska	3.0	0.98	6.5	1.79	*3.5
Nevada	2.5	0.85	13.1	2.17	*10.6
New Hampshire	3.4	1.15	6.3	2.66	2.9
New Jersey	4.7	2.03	10.7	3.20	6.1
New Mexico	6.4	1.99	14.3	3.60	*8.0
New York	1.2	0.60	10.1	2.08	*9.0
North Carolina	5.0	1.30	9.4	3.59	4.4
North Dakota	2.8	1.33	8.2	2.72	*5.4
Ohio	6.1	1.93	9.4	2.84	3.3
Oklahoma	7.7	1.81	20.1	3.61	*12.4
Oregon	8.3	2.53	13.0	1.96	4.7
Pennsylvania	7.3	1.68	10.8	2.16	3.5
Rhode Island	4.4	2.40	7.3	2.52	3.0
South Carolina	6.4	2.08	13.2	3.74	6.8
South Dakota	6.5	2.44	12.5	2.92	6.0
Tennessee	5.4	1.61	13.2	2.45	*7.8
Texas	4.5	0.95	12.3	2.27	*7.8
Utah	5.7	2.07	11.2	1.54	*5.5
Vermont	4.1	1.80	16.9	4.83	*12.8
Virginia	7.9	2.70	9.4	2.19	1.5
Washington	6.6	1.90	8.1	1.82	1.5
West Virginia	5.4	1.54	16.6	4.05	*11.2
Wisconsin	3.5	1.53	8.1	1.98	*4.7
Wyoming	6.5	2.12	12.9	3.69	6.4

\* Significant difference between weeks 1 and 16.

Note: There was a clarification added to the school enrollment item between weeks 1 and 16 of the Household Pulse Survey to highlight the distinction between homeschooling and virtual schooling.

Source: U.S. Census Bureau, Household Pulse Survey weeks 1 and 16 public use microdata.

図表 2-1. 州別のホームスクーリング世帯の割合 (%)

出典: Eggleston, C., & Fields, J., "Census Bureau's Household Pulse Survey Shows Significant Increase in Homeschooling Rates in Fall 2020" Table 1.



	増加の割合	州名	法規制の程度	HSオプション数	教員資格	州が定める科目	評価求められる	予防接種	公立学校へのアクセス
1	17.9	アラスカ	無・低	4	n	n	n(オプション4以外)	n(オプション4以外)	y
2	13.1	フロリダ	低	3	n	n	n(オプション1以外)	n	y
3	12.8	バーモント	高	1	n	y	y	n	y
4	12.4	オクラホマ	無・低	1	n	n	n	n	n
5	11.6	ミシシッピ	低	1	n	n	n	n	州法に規定なし、学区・学校にゆだねられている
6	11.2	ウェストバージニア	中	3	y	y	y(オプション2,3)	n	y
7	10.6	マサチューセッツ	高	1	n	y	y	n	y
7	10.6	ネバダ	低	1	n	y	n	n	y
8	10.1	モンタナ	低	1	n	y	n	y	y
9	9	ニューヨーク	高	1	n	y	y	n	n
50	-0.6	アイオワ	無・低	5	n	n(3,4,5のみ)	n(オプション4以外)	y(オプション1,2以外)	y
51	-1.2	ケンタッキー	低	1	n	n	n	n	州法に規程なし、学区・学校にゆだねられている

図表 3. 州別ホームスクールの増加の割合（春と秋の差）と法規定の程度（n = No, y = Yes）

出典：Eggleston, C., & Fields, J., "Census Bureau's Household Pulse Survey Shows Significant Increase in Homeschooling Rates in Fall 2020" Table 1. と HSLDA による各州の法規定に関するデータを参考に筆者作成。

されなければならない。しかし、HS と遠隔教育との境は曖昧になりつつある。なぜなら、規制が高いペンシルベニア、バーモント、ニューヨーク、マサチューセッツ各州では義務教育として法律で定められた学習内容に従うことが求められている。また、通常の学校との二重在籍が許容されていたり、保護者が HS の手続きをとっているか否かで、学校との関係が変わってくる。コロナ禍での生徒の学びの実態に差があったのか、なかったのか、明確ではない。HS では、親が教育の責任を持つという点、遠隔教育では学校が一定の責任を持つという点で異なるが、オンライン教材を活用するという点では遠隔教育と共通する。

Nayir & Sari の調査でも、学校閉鎖の間、保護者達が活用したリソースでは学校が提供したリソースが最も多かったが（74.9%）、それ以外にもテレビ番組（65.6%）、オンラインのビデオやウェブサイト（48.2%）と、テレビやインターネット環境があれば、それらを活用している。アメリカではコロナ以前から HS のため

のオンライン教材とオンライン教育の経験知が多く蓄積されている。

## ②連邦政府による情報提供

アメリカ連邦政府はホームページで「家庭で学習する」アメリカ内外の人々（軍関係の仕事で海外赴任の家族なども含む）のために多様なリソースを紹介している<sup>5)</sup>。表現は「ホームスタディ」とし、必ずしも HS を限定的に指しているとは限らないが、内容を読むと各州の HS 法のサイトに導いていることに加え、赴任する先の国がホームスタディを法的に認めているとは限らないこと、またその国の法律に従うことなどを記載している。各国の法的状況については「ホームスクール法的擁護団体（HSLDA）インターナショナル」の情報を参照するように勧めており、HS を指すものと理解して良い。海外赴任が決まった家族の間ではホームエディケーションが人気であると書かれている。ホームスタディ家族への手当や学習のためのリソースやカリキュラムを提供・支援する組織なども含めてリストアップしている。連邦政府は動画

でオンライン授業を提供するサイトを100紹介している。基本は有料であるが無料お試し期間がついている。筆者もその複数を試してみたが、日本のNHK for Schoolのように学校の学年別の学習内容に沿った内容も準備されている。笑顔で教える教師が介在し、年齢に合わせて楽しい学習教材に仕上げられている。中にはPh.D.を有している教師もいる。

### ③ホームスクール支援団体による学習支援

アメリカでは全米・各州レベル(50州すべて)でHS家族やグループをつなぐ組織があり、リソースや情報を提供するウェブサイトを立ち上げている。これらの組織は、HSを始める段階から多様な学習機会も含め必要なサポートを提供している。例えば、ナショナルHSアソシエーションでは、公立学校で用いられているカリキュラムやテキスト、子どものための多数の電子本(E-Book)が提供されている。子どもに本を読んだり内容について教えたりする余裕のない忙しい保護者のために、本の重要な内容をダイジェスト版にしたものもある。また、HSでは実施しにくいフィールドトリップ、子ども同士が出会い活動する生徒会に似た場も作っている。更にHSを実施する保護者のために教育者として必要なスキルなどの学習を提供する10時間のオンラインコースもある。

州レベルのHS支援団体の例として東海岸のマサチューセッツ州ではMassachusetts Home Learning Association、西海岸のカリフォルニア州では、Home School Association of Californiaがある。

### ④ 膨大なインターネットリソース

アメリカではインターネットを通して得られるHS関連のオンラインリソースは実に膨大である。2023年3月15日の時点では、検索語「homeschooling programs」で75,200,000件、検索語「homeschool service」で53,800,000件がヒッ

トした。幼稚園段階からハイスクールまで、充実した動画によるオンラインスクールや学習教材がある。これらは提供団体によって有料であったり、無料であったりする。保護者が教材や教科内容についていけてなくても、これらの教材を教えている教師達や制作団体に頼ることができるのである。

これらのインターネット上の教材は、アメリカに居なくてもHスクーラーだけでなく、誰でも視聴できる。Hスクーラーがいるのは小さな家庭であっても、学習機会は世界に開かれているのである。とはいえ、その学習機会を通して学んだことが現実の社会において認知されなければ、彼らが人生を切り開いていく力になる保障はない。つまり、学習内容が公的に認知される仕組み(資格など)とどのようにつながっているかが課題であるが、アメリカでは基本的に義務教育として認められている。

## (2) ホームスクーラーをつなぐ組織

### ①人種・宗教などでつながる組織

Hスクーラーの間でも、よく似た指向性(宗教、人種、教育理念など)のある人たちによって創設され、志や共通の課題を共有できる人々をつないでいる組織もある。例えば州ごとにChristian Homeschool AssociationやChristian Homeschoolers' Associationなどがある。そしてそれをつなぐ全米組織のThe National Alliance of Christian Home Education Leadershipなどがある(2002年創設)<sup>6)</sup>。コロナ以降目立って増加した黒人のHS組織National Black Home Educators(2000年設立)もその一つである<sup>7)</sup>。

### ②ホームスクール Co-ops

HSに一義的な責任を負うのは保護者である。その責任を一人で果たすのは精神的にも経済的にも負担が大きい。そこでHSを選んだ保護者達が集まり、お互いに助け合って、生協のよう

に、テキスト、授業、リソース、フィールドトリップ、知識や技術などを共有し、子どもの学習機会を広げている。保護者が交代で自らが得意な科目を教える場合もあれば、地域の専門家などに教えてもらう場合もある。それらにどれくらい、どのように参加するか、我が子のカリキュラムをどのようにするかなどは、基本的には個々の保護者のコントロール下にある。そのため、インターネット上には、グループのために時間や学習指導が提供できない、あるいは自分が思うようにカリキュラムをコントロールしたいと思う保護者にはHSは向いていないと経験者からのアドバイスもある<sup>8)</sup>。

### (3) 公的諸機関の活用<sup>9)</sup>

#### ①二重在籍

アメリカのHSで特徴的なのは、州によって通常学校へのパートタイム就学や二重在籍(dual enrollment)が法的に認められていることである。アメリカ統計局によるHSに関する調査では、HSの定義として、保護者がHSと申告していることに加え、学校への就学時間が1週間に25時間を越えないとしている。両方を活用する一例として、宮口(2020)はアイオワ州の二重在籍を紹介している。4学期のうち3学期を超えない範囲で学校の授業を受けることができ、課外活動にも参加できる。更に、当該学区には、フルタイムの公立学校在籍者0.1人分の州補助金が支払われる。ハイスクールレベル後のカレッジあるいは大学に進学を希望している場合、通常のハイスクールとの二重在籍はカレッジへの進学をしやすくすることもあり、二重在籍のガイドなどもインターネット上に見いだせる。二重在籍にはハイスクールに在籍しながら、カレッジのコースを受講し単位を取得できる制度もあり、Hスクーラーだけを対象にしている制度ではない。Homeschool.comと名

付けられたHS支援組織による紹介では、全州で何がしかの二重在籍の制度があり、Hスクーラーに資格がないとされる州はない。

#### ②チャータースクール

先にも触れたようにHSや自律的学びを可能にする教育理念を掲げるチャータースクールがある。チャータースクールは公費で設置される公設学校で、各州のチャータースクールに関する法律によって制度化されている。公民権を除く、多くの教育規定が免除され、自由で革新的な教育実践が行える公設の学校である。州が定める学習内容やスタンダードを満たす努力が求められる。児童数に応じて公的予算が提供されている。チャータースクールは課題もあるが、正規の公立学校では実施できない柔軟な実践で通常の学校に就学しにくい何等かの事情を抱える多くの児童とその保護者を支えている側面もある。

HSを可能にしているチャータースクールの中には、学区がスポンサーとなり、通常の公立学校で教えていた教師達によって設立されているものもある。

#### ③ホームスクールアシスタントプログラム

HSを選んだ保護者は先にも述べたように多くの州で通常の学校の教育も一定の範囲内で活用することができる。どれくらい、どのように活用するかについて柔軟にできるようにしたいと望む保護者もいる。HSアシスタントプログラム(Homeschool Assistant Programs)は、このような保護者の要望に応えるべく学区によって設立されている。Hスクーラーが学区のリソースに「アラカルト」ベースでアクセスできるようにしている。

ワシントン州のオリンピア学区は、オリンピア地域学習アカデミー(The Olympia Regional Learning Academy)と呼ばれるプログラムを運営している。幼稚園から12学年までの児童は

有資格の教師によるコースを興味に応じて無料で受講できる。2023年5月1日の時点では、ホームページで教室の様子や学校の安全強化とテクノロジー向上のため予算申請関連の説明をしている動画も見ることができた。学区によって設立され、教育の充実に公費が注がれている。

本アカデミーでは、「hConnect」、「Middle School Academy」、「ORLA Montessori」、「ORLA Online Academy」の4種類のコースが提供されている。

「hConnect」は、家庭とつなぐ意味合いを持ち、HSを実施する保護者に家庭では難しいコースやリソースを提供している。ワシントン州の有資格教員が保護者をサポートしている。幼稚園から12学年の児童を対象としている。

「Middle School Academy」は、6、7、8学年を対象とし、小クラスから成り、深い探求的な学習ができるようにデザインされている。教員達がチームで学習単元を作成し、それらはコアとなる数学、理科、社会などの科目、そして1か月に1回、フィールドトリップで実践的学びの機会も作っている。

「ORAL Montessori」は、モンテッソリー教育を提供しており、幼稚園から2年生まで対象のクラスと3から5年生までのクラスに分かれている。

「ORAL オンラインアカデミー」は、オンラインカリキュラムを使用し、学区の教員が学校あるいは遠隔で教えている。幼稚園から12学年までの児童を対象とする。教師と生徒は毎週、対面に関わる時間が設定されることによって、相互に知り合えることに加え、仲間にもオンラインでも対面でも出会い、難しい概念やトピックについては対面で教師に教えてもらえるようになっている。

「ハイスクールとその先プラン」Hスクーラーにとって高等教育段階への進学は職業選択はもちろんのこと、社会への統合の観点からも

重要である。オリンピア地域アカデミーでは、ハイスクール卒業後のプランを提出することは州が定める卒業要件で、プランが卒業要件を満たしているかどうかは学区レベルで評価される。生徒はアカデミックカウンセラー（ガイダンスカウンセラー）を平日月曜日から金曜日までの朝8時から午後3時まで活用できる。

#### ④学区による課外活動

とかくHスクーラーは社会性に欠けると思われがちである。学区はHスクーラーに学校間スポーツ、芸術、演劇活動などの競技や学習活動に参加する機会を開いている。これは州や学区によって詳細な方針が異なるが、社会性を培う機会が担保され、Hスクーラーは地域、学区、学校で企画される多様な活動で多忙であったりする。Hスクーラーがインターネットに発信する動画には、多様な活動に参加する様子が多くみられる。

#### ⑤地域の学習支援センター

HSの実施方法は多様である。家庭でオンラインコースや教材で学習することと地域の学習センターなどで学習をすることもできる。地域によってはHスクーラー用の学習スペースを作っている学習センターもある。

自ら「選択的ホームスクーリング」(Electic homeschooling)と称して、多様な学習の場や方法を組み合わせて、全体の学習を構成している人たちもいる。たとえば、①自宅でオンラインのバーチャルクラスで学ぶ、②1週間に何回か地域のラーニングセンターで学ぶ。③地域のスポーツ活動、音楽活動、演劇活動に参加する。④家族での旅行を学習機会にする。⑤毎週、自分が興味あることに集中できる時間を設定するなど。



#### (4) 私的学習機会や支援

##### ①家庭教師の活用

HSでは、保護者に第一義的な教育の責任があるが、必ずしも保護者自身が教師として教えることを前提とはしていない。家庭教師を雇う方法もある。例えばオレゴン州法 339.030 就学義務免除：諸規則で、児童がフルタイムの就学を免除される条件の1つとして、「(d) 通常の公立学校の幼稚園から12学年に匹敵するコース内容を私的な教師によって同等の期間教えられている児童」と規定している（下線は筆者挿入）（中島 2022, 43）。つまり、最終的な教育の責任は保護者にあるが、保護者は家庭教師を雇うことができるのだ。この場合、費用が発生してくるが、先に紹介したワシントン州のオリンピア学区の取り組みの場合は、公的支援であり、有資格の教員の指導を無料で受けられる。

##### ②マイクロスクール

「マイクロスクール」と呼ばれる小規模な学習の場があり、正確にはHSとは言えないかもしれないが、明確な定義もない。しかし、HSの原理と革新的な新たな教育モデルを包摂しているという。テクノロジーと個別化された指導（personalized instruction）、そして高いレベルの家族やコミュニティの参加、家庭での教育も含まれている。そうすることによって、個別の児童に合った教育経験を創造しようとしている。Hirshは、西海岸のQuantumCampを紹介している。週に1日だけHSの児童に数学と理科のコースを提供していて、HSCo-opと似ていると述べている（Hirsh 2019, 4）。

インターネットで調べると、ホームページでは設立の意図とコースワークが設立者自身によって説明されていた（動画）。QuantumCamp<sup>10</sup>はもともと教員資格を有する元公立学校の理科の教員などによって設立された。Quantumとは物理でよく聞く「量子」の意味で、科学を教え

るサマーキャンプのイメージで作られている。設立者の一人であるCEOのMichael Finnegan, Ph.D.は、学校の理科の授業が標準テストに向けて教えることだけを期待され、物理的現象を児童と議論する授業にできないことに不満を持っていた。そこで思いついたのがサマースクールのような授業である。魅力的なのは、実験など実際に手を使って行う実験キットが児童の手元に届き、ビデオを見て児童が実際に手を使って実験を経験できるようになっていることである。課題によって興味を引くところから始めて、実験結果から得られるデータを読み取り、議論するところまで一定のサイクルが作られ科学的実験力や分析力、議論する力などを培っている。課題は実験しないと解けないようにデザインされている。

1年に6つのコースが提供されていて、各コースは5章5課題セットで構成され、10の実験がある。1コース修了するのに5週間かかる。

標準テスト向けの授業に不満を感じる保護者の声はHスクーラーのみならず、正規の公立学校の保護者からも良く聞こえる不満である。Hスクーラーは実験などのツールも整えにくいいため、このような学習内容に関する専門的知識と理解が深く、科学実験にも精通していて、しかも教員経験のある人物による指導が得られるマイクロスクールが選択肢にあるのは貴重であろう。

##### ③ハイブリッド・ホームスクーリング

ハイブリッド・ホームスクーリングというと、正規の公立学校とHSの両方を活用するというイメージを抱いてしまうが、少々、異なる意味合いを持つ。どちらかと言えば、特色を持つ私立学校とHSとのハイブリッドである。

McShane (2020)は、HSと私立学校への通学をハイブリッドさせた「ハイブリッド・ホームスクーリング」の事例を紹介している。事例

としてはミズーリー州にあるヘリテージアカデミー・コロンビア (Heritage Academy of Columbia) 校である。私立学校で徹頭徹尾キリスト教の信仰に基づく教育をする。学校は「大学モデルスクール (University Model School)」と呼ばれる体制をとっている。「大学モデル」とは、カレッジ準備教育を提供するもので、質とコストの両面で効果的で、保護者と連携し、キリストのフォロワーとしてふさわしい能力や美徳を備えた人物育成を目指しているという。

同校の校長は、「我々の学校は、(学校の長期休みが終わり) 学校へ戻る時期 (back-to-school time) が来ると憂鬱になる家族たちのための学校だ」と述べている (McShane 2020, 1)。2020年に記事がインターネット上に掲載された時点では、生徒数84人、毎週3日学校に通学し、2日は自宅で学習する。こうすることによって、とかくスケジュールに追われがちで十分に育まれにくい環境の家族に「時間の贈り物」を与えられるという。

ハイブリッド・HSは自分たちの教育文化が彼らの価値観と合わず、疎外されていると感じている保守派の人々にとって避難場所であるし、考え方を取り戻し、繁栄する場所と説明されている。

McShaneは、ハイブリッド・HSを保守派の人々の教育に対する考え方との関連で紹介しているが、HSの歴史の初期には、宗教精神に基づく教育が求められた。全米にどれくらいハイブリッド・HSが存在するのか確認できていないが、パンデミック以降増加傾向だとするサイトもある (VELVA Education Fund 2021 4,19)。保護者の多様な状況や思いを受けて多様なカリキュラムと理念のハイブリッド・HSが創設されていると推測できる。

#### IV. 州によるHS支援方針の多様性

家庭で学習することになっても、学校からの情報や支援が得られ、学校から完全に隔絶されない状態であることが重要であることは先に紹介した文部科学省による不登校調査 (文部科学省 2021) や Nayir & Sari (2021) の調査からもわかる。アメリカのHSは正規の学校から退出するが、各州の方針に従って学区や学校のリソースを活用できる。各州のアプローチは多様である。Hirsh (2019) はまず以下の4項目を挙げてアイオワ州とニューヨーク州の違いを比較している。①学区のリソースへのアクセス、②学校予算、③アカウンタビリティ、④届け出。更にこれら4項目に加え、⑤特別支援が必要なHスクーラーへの公的支援、⑥教育貯蓄口座についても述べている。

##### ①学区のリソースへのアクセス

「学区のリソースへのアクセス」とは、通常の学校への就学をやめ、HSに切りかえても学区が提供しているテキストや学校の授業の一部に参加できる仕組みである。すなわち公的リソースや支援を受けられる仕組みである。

ニューヨークの州レベルではこのような仕組みは提供されていない。しかし、例外的な方針が学区レベルで決定される。一方、アイオワ州ではHSと学校教育の両方に在籍することができ、Hスクーラーは通常の学校のどのコースも課外活動にも参加することができる。この仕組みによってHスクーラーは、自分の学習を柔軟かつ自律的にコントロールしていくことができる。たとえば、生徒はハイスクールで数学だけとって、サッカーもできる。そして残りの学習は自宅で行うことができる。アイオワ州は学区外の生徒も受け入れるオープンエンrollmentに関する法律 (open enrollment law) を制

定していて、H スクーラーは学区外の学校が提供しているコースも取ることができる。

アイオワ州では、各学区が HS 支援プログラムを提供するかどうか選択できるようにしている。この支援プログラムではテキストや標準テストの情報へのアクセス、更にはプログラムによっては学習内容を更に高めるエンリッチプログラム (enrichment program) に参加できることや、有資格の教師の支援を受けられるようにしている。

二重在籍や HS 支援プログラムを選ばない場合でも、H スクーラーは 4 学期の毎学期ごとに 2 回、有資格の教師に相談する権利を与えられている。ただし、この場合、一定の報告義務とアカウントビリティ要件を満たさなければならない。アイオワ州における HS の詳細については、宮口 (2019) を参照されたい。

## ②学校予算

学区が H スクーラーに学習機会を提供しているかどうかは、州が H スクーラーに予算をどのように配分しているのかとも関係してくる。

アイオワ州の場合、H スクーラーが二重在籍を選んだ場合、州の予算が生徒 0.1 人としてカウントされる (基準は変わりうる)。もし H スクーラーが HS 支援プログラムを選択した場合、生徒 0.3 人としてカウントされる。つまり HS であっても、生徒が公的リソースや支援の活用を選んだ場合は、州から学校に予算が分配される。

一方、ニューヨーク州では、対象となる児童は限定されている。たとえば、ギフテッド、特別支援教育、職業プログラムに限定されている。H スクーラーがより高度な内容を提供するエンリッチメントプログラムに参加するための補助金は提供されていない。

州によって考え方と実質的な予算の分配は異なるが、H スクーラーが公的サービスを活用することを選んだ場合も選ばなかった場合も、義務教育期間だけでも州政策で生徒一人の予算が割り当てられているかいないかは、学習保障の観点からも重要である。

## ③アカウントビリティ

アカウントビリティは、日本では一般的には「説明責任」と訳されているが、学習評価つまり試験などを受けてもらって教育が適切になされているか評価すること (assessment) が含まれている。州によっては HS の保護者も一定の評価結果を出すことが求められている。求められる評価や具体的な評価方法は州によって異なる。標準テストが求められる州、評価方法について保護者に多様な選択肢を設けている州、アカデミックな進捗状況やアチーブメント結果を求めている州もある。

アイオワ州法は、HS の生徒が評価を受けるか、あるいはどのように受けるかについて、保護者に完全な自由を与えている。しかし、H スクーラーが二重在籍や HS・アシスタンス・プログラムを選んだ場合、評価を受けることが求められる。評価は必ずしも標準テストを受けることに限定されていない。ポートフォリオや通信教育を受けている学校からの成績通知などの提出によって、州の要件を満たすことができる。

一方、ニューヨーク州の場合、厳格である。4 学年と 8 学年で標準テストを受けなければならない。標準テストも複数の種類があり、保護者はそのリストから選ぶことができる。ただ、H スクーラーは、ニューヨーク州の学習スタンダードに沿って作成されているリージェント試験 (regent examination) と呼ばれるアチーブメントテストを受けなくてもよい。リージェント試験の結果は、ニューヨーク州における学校の

授業と生徒の学習の質を評価するベースとなる。すなわち、H スクーラーはそこまでの評価を受けることを要求されていない。

4 学年と 8 学年で受ける標準テストの結果によっては、HS のプログラムが要観察 (on probation) になり、学区の担当者によってモニターされることになる場合がある。ただし、Hirsh は、どれくらい HS が要観察になっているかは不明であると述べており、そこまで厳しくないことを匂わせている (Hirsh 2019, 5)。

#### ④届け出

子どもを HS することに決めた保護者が州当局あるいは学区当局に届け出るか否かは、州によって方針が異なる。アイオワ州では、届け出る必要はない。ただし、2019 年の時点で、HS 支援プログラムあるいは HS と学校と通常の学校との二重在籍を希望する場合は届け出が必要になる。

一方、ニューヨーク州は対照的に保護者で学区に HS する旨を届けなければならない。保護者は年間の家庭での教育計画を提出することも義務付けられている。内容によって学区が承認または却下する。

#### ⑤特別支援が必要な児童の場合

特別支援が必要な児童が HS する場合、アイオワ州では、通常学校との二重在籍を選べば、あるいは求められているアカウントビリティと必要書類(スタンダードテストと報告フォーム)を学区に提出すれば特別支援のサービスを受けることができる。さもなければ、特別支援は受けられない。

ニューヨーク州では、HS する生徒の学区に通常の学校に就学する特別支援サービスを必要とする児童と同等の特別支援サービスを提供するよう求めている。サービスを受けるには、生

徒が学校に行くか、学区が生徒の家庭にサービス提供者を派遣するかどちらかである。

#### ⑥教育貯蓄口座 (Education Savings Accounts)

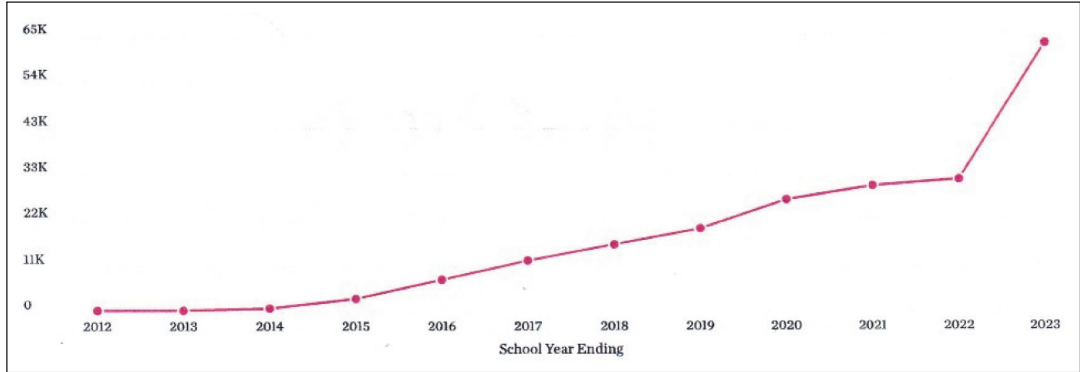
アメリカには教育貯蓄口座と呼ばれる政府に認められた貯蓄制度がある。児童一人が公立学校から退出した場合など、公立学校に就学していればかかったはずの公的費用にあたる額が口座に振り込まれ、保護者はそれを私立学校の就学費用やオンラインプログラム、さらに高等教育の費用などにも使うこともできる。この制度を取り入れている州は 2019 年の時点で 9 州であったが、2023 年には 11 州で 12 のプログラムが運用されている。11 州はアリゾナ、アーカンソー、フロリダ (2)、インディアナ、アイオワ、ミシシッピ、ニューハンプシャー、ノースカロライナ、テネシー、ユタ、ウェストヴァージニアである。

図表 4 は、EdChoice (2023) によって作成された教育貯蓄口座を利用している学生数の経年変化を示している。図表 5 は、教育貯蓄口座、バウチャー、税額控除奨学金の 3 つの利用状況を 1991 年から 2023 年 4 月までをグラフにしたものである。利用者数は 2021 年は約 22,000 であるのに比して、2022 年終わり頃には 63,002 と増加している。コロナ禍で HS が増加したことや経済状態の悪化と関連していると予測できる。

2019 年の時点では、アリゾナ州は特定の要件を満たす生徒のみを対象としている。ノースカロライナ、フロリダ、テネシー州は、生徒が障害を有する場合のみ HS で使用することを許可している。ミシシッピは H スクーラーが教育貯蓄口座から補助されることを禁じている。

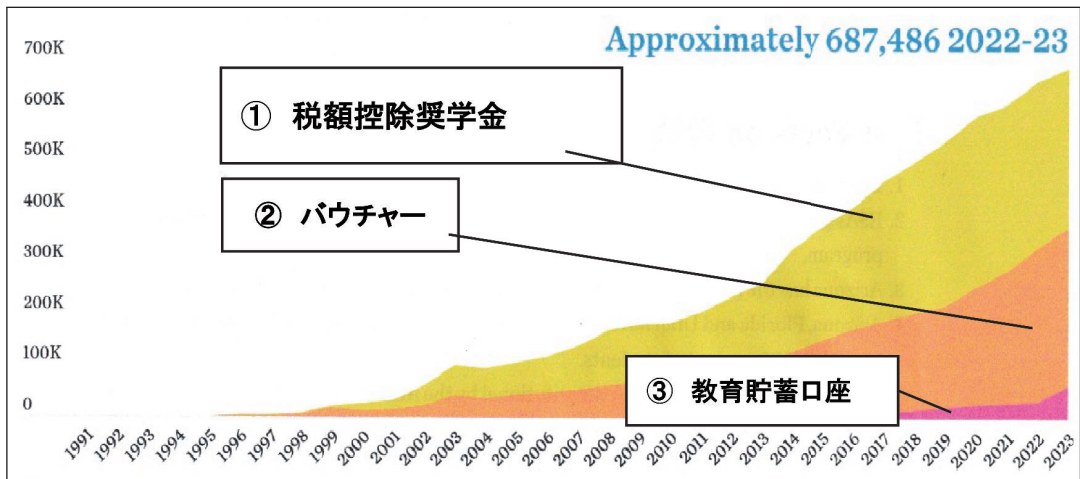
教育貯蓄口座の考え方は今後、国の経済状態とも絡み変化してゆく可能性があるが、図表 5





図表 4. 教育貯蓄口座を利用している生徒数 (2012年～2023年4月まで)

出典：EdChoice, Fast Facts, Numbers of Students Using ESAs



図表 5. 教育貯蓄口座、バウチャー、税額控除奨学金の利用数

出典：EdChoice, Fast Facts, Number of ESAs, Vouchers, and Tax-Credit Scholarships

からわかるように、税額控除奨学金 (Tax-Credit Scholarship) やバウチャー (Voucher) に比べ、利用者ははるかに少ない。しかし、Hスクーラーにも複数の経済的支援の道が開かれている点は重要である。

### 考察

以上、HSを選んだ児童に対する支援としてアメリカで公的に提供されている多様なHSの形態と重層的な公的支援について紹介してきた。これらを踏まえ、日本における約3万人の

不登校児童生徒の学習保障、そして公教育制度への示唆を以下の点について考えたい。

#### 1. 学習環境と方法の主體的選択

まず第1に、アメリカのHSでは、学習形態の主體的選択と創造が可能な体制がある。アメリカにおけるHSは就学義務が免除された公的に認められた公的教育制度であるが、HSを選んだ児童と保護者が主體的に学習環境と内容を選べる機会と環境がある。保護者は本論で紹介したように非常に幅広い選択肢の中から我が子に合わせて選択、組み合わせ、既存の「学校」

の価値基準や学習時間から解放された学習環境を創造していける。精神的理由や障害などから学校に内在する価値観（たとえば、定められた学習時間とスケジュール、テストによる評価、世俗主義など）に対応できない児童や家族にとって、児童に合った学習を主体的に創造していけることは生きる力を引き出す上で重要である。我々の究極的な教育のゴールは児童を学校に合わせていくことではなく、児童の生きる力を培い、引き出していける教育機会と制度を提供していくことである。

日本ではHSは制度として認められていないことに加え、フリースクールや民間の教育機関との連携は推奨されているものの、正式に公教育制度の枠組みに入るものとして認められていない。家庭でのオンライン学習は学習と評価されうるものの、就学義務は免除されず、出席扱いにするかの判断はあくまで校長にゆだねられている。

第2に学校外で提供される教育の質に対する示唆も得られる。不登校に関する調査研究協力者会議報告書（令和4年）では、評価の難しさも課題として指摘されている。本論で紹介したアメリカの様々な学習教材や学習機会には、学校や学区、あるいはチャータースクールで提供される学習機会はもちろんのこと、教育ビジネスや私的に提供されるオンライン教材やマイクロスクールでも、専門家や元学校教員だった人物、すなわち教員資格を有しているあるいは有していた人々の関わりが看守できる。教員資格が一律に学習者の学びのレベルを保障するものではないことは日本の学校でも経験済みである。しかし、質保障が保護者の選択だけにゆだねられるのは問題である。学校外の学習機会提供者が一定の知識や教員資格を有するか、あるいは教員資格に匹敵する資質や経験を有しているかどうかを基準のひとつとすることも学校外

の教育の質評価の一助になる。

第3に本論で紹介した取り組みを「マジョリティの変化」の具体的な例として考えることができる。アメリカにおけるHスクーラーが地域の多様な活動やラーニングセンターなどに受け入れられ、参加していること、更に家庭や地域における多様な学習形態の公的承認は、次期教育振興基本計画（答申）に掲げられる「マジョリティの変化」の具体的光景の一例として見ることができるのではないかと。

## 2. 公費支援のアプローチ

「はじめに」で述べたように、教育水準の維持向上を目指す国に定められた役割（教基本法第16条2）の推進がどのように行われるかによって公費の使い方、支援の在り方も変わる。先に紹介したように公費支援はアイオワ州の場合、二重在籍か、州が定めるHSアシスタントプログラムを活用する場合に限定される。一方、ニューヨーク州は、一般的に支援が得られる条件は厳しいが、障害のある児童に対してはHSを選んだ場合でも通常の学校と同等な支援が受けられるという手厚い仕組みになっている。アメリカのこのような公費支援の多様性は、日本の不登校児童の減少に寄与しうるだろうかという疑問が生まれる。公費による支援を公的プログラム活用に限定するのか、学習機会の質保障を重視して分配するのか、自治体による公費補助の基準の自由度をどの程度認めるのかという問題ともつながってくる。多様性の中から革新的な政策や実践が生まれることがアメリカ社会の柔軟性と強さであるが、多様な価値観を認めることから生じる深い葛藤もある。HSに対する公費支援の在り方については更に議論と検証が必要である。今後の課題としたい。

### 3. 専門的アドバイsteam

アメリカのHスクーラーには先に紹介したようにHS経験者達も含み、公私の多様で重層的な支援や情報提供とともに、HSを実施する保護者自身の学習機会も見いだされた。日本では平成21年度から「家庭教育支援チーム」の取り組みが始まっている。しかし、これは関わる対象が乳幼児から就学期以降の児童がいる家庭であり、対応する課題も幅広い。また、先に述べたように日本では不登校の児童が公的機関の支援をあまり活用できていない現実がある。更に、HSは保護者にとって大変なことを科研の報告書『Hスクーラーはどのように自分たちを発信しているか』で報告した(中島 2023)。にもかかわらずHSを選ぼうと決めた保護者にはそう判断する事情がある。「家庭教育支援チーム」に加え、児童の強みを分析し、児童に合った教育機会にどのようなものがあるか、公私にとらわれず幅広い情報とネットワークを持ち、多様なデータの分析と提供ができ、既存の学校の価値観にとらわれず当該児童の学びと成長を考えられるアドバイsteamも有用かもしれない。アドバイsteamが統計データではわからない個々の実態に基づいた学習機会を深く探っていくことも期待できる

### 4. 学校との多様なつながり方

既に述べたように日本では不登校になってしまうと学習の遅れが不安を増すばかりか、ひきこもりに進展してしまうことが指摘されている。文部科学省は自治体に対して不登校によって「学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」としている(文部科学省 2019(令和元))。特例校や学校内に学習場所をつくるなどの取り組みは行われているが、授業は出ないが部活動だけ参加するという選択肢は公的に提供されて

いない。本論で紹介したようにアメリカのHSでは従来型学校の環境、価値観、学習形態、評価などから解放されながらも、公立学校から隔絶されるのではなく、つながっていきける道が複数開かれている。好きなスポーツや文化的活動やコースワーク、あるいは競技大会を通して自分の得意を磨き、友人や仲間をつくることができる。そしてハイスクール段階からあるいは高等教育段階から従来型の学校に戻っていくことができる。重要だと考えるのは、「不登校」とネガティブな呼び方をされることなく自分に合った学習を様々な支援団体や経験者の情報やアドバイスを得ながら保護者と模索していくことができることである。「ネガティブな呼び方をされることなく」について以下に更に述べる。

### 5. ラベリングを乗り越えて

多様な学習形態や支援を調べながら、アメリカのHSについて研究を始めてから、まだ一度も「不登校」と同様の英語表現に出会っていないことに気づいた。日本では家庭で児童の実情に合った学習内容の柔軟性を可能にするHSのような制度は認められていないため、実質的に「不登校」児童への支援という枠組みに入れられてしまう。だが、統計処理上用いられる場合を離れると、「不登校」という言葉は言外に当該児童とその保護者を心理的にあたかも「問題児」かのような、そして関わる学校の教員をも心理的に責めるようなニュアンスが伴ってこないだろうか。それは「不登校」とラベル付けされることに近い。しかし、人生の一時期「不登校だった」と言うのと、一時期「学校外で自分に合った学習を進めた」と振り返ると人生が投げかける意味合いが異なってくるのではないか。記述のように不登校からひきこもりに発展しやすい事実がある。また、インターネット上の不登校経験者の言葉には、まるで人間としての価値

を否定されるような言葉に出会い、生きずらく、苦しかった経験が発信されている<sup>11)</sup>。児童を豊かに育てるためのものであるはずの教育と学校という学びの場が思いもかけず彼らの自尊心を傷つけ追い詰めてはいないだろうか。アメリカのHスクーラー達は、多様なレベルの支援を受けながら家庭にひきこもることなく二重在籍などして学校の活動に部分的に参加している。オンラインや地域の学習機会を活用して自らの人生を積極的に創造していく環境が与えられ、かつ更に自分たちで創造している。日本の公教育制度の中にこのような余裕のスペースが必要なのではないだろうか。

## 6. 生涯学習理念の実現

「不登校児童が学びたいと思った時に学べる環境の整備 (4) 教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施」を掲げる COCOLO プランから想起するのは、人生のどの時期においても「いつでもどこでも学べる」ことを大事にする教育基本法に掲げられる生涯学習の理念<sup>12)</sup>である。

教育基本法第三条「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」

義務教育は生涯学習の重要な段階である。義務教育の中核となる学校との関わりも大事にしながらも、多種の事情から学校外で学ぶ児童やその保護者が人生を積極的に受け止められるような制度設計と支援が考えられ、日本の公教育制度に埋め込まれることを期待したい。

謝辞：本研究は JSPS (課題番号 19k21799) によるものである。

## 注

- 1) COCOLO プランの大臣メッセージや概要の中に記載されている。
- 2) COCOLO プランの (概要) で、以下のように記載されている。

「多様な学びの場、居場所の確保 (こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等と NPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映)」

- 3) 「その際、支援を必要とする子供やマイノリティの子供の他の子供との差異を「弱み」として捉え、そこに着目して支えるという視点だけではなく、そうした子供たちが持っている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出して発揮させていく視点 (エンパワメント) を取り入れることも大切である。このことにより、マイノリティの子供の尊厳を守るとともに、周りの子供や大人が多様性を尊重することを学び、誰もが違いを乗り越え共に生きる共生社会の実現に向けたマジョリティの変容にもつなげていくことが重要である。」
- 4) 「通知不要、規制低 (No notice, low regulation)」: 保護者は州・学区に H スクールの届け出不要  
 規制レベル低 (Low regulation)」: 保護者は学区に H スクールをすることを要通知。  
 「規制レベル中 (穏やかな規制) (Moderate regulation)」: 保護者は H スクールの届け出、アチーブメントテスト結果、そして / または生徒の進捗状況に関する専門的な評価を学区に対して送る必要あり。  
 「規制レベル高 (High regulation)」: 保護者は、H スクールの通知、アチーブメントテスト結果 (スコア) そして / または専門的な評価を送ることがもともとられている。加えて、その他の要件がある (例: 州によるカリキュラムの承認、教員あるいは保護者の資格、担当官 (officials) による訪問があるなど)。
- 5) U.S. Government of State, Global Community Liaison Office, "Home Study Resources and



- Curricula”  
<https://www.state.gov/global-community-liaison-office/education-and-youth/homeschooling/> (2023年4月20日アクセス)
- 6) National Alliance for Christian Homeschool Association, <https://achel.org/index.html> (2023年5月1日アクセス)
- 7) National Black Home Educators <https://www.nbhe.net/> (2023年4月29日アクセス)
- 8) ‘5 reasons why you shouldn’t join homeschool co-ops.’ ONLY PASSIONATE CURIOSITY  
<https://onlypassionatecuriosity.com/5-reasons-why-you-shouldnt-join-a-homeschool-co-op/> (2023年5月10日アクセス)
- 9) インターネットのHスクールリングに関する報道番組 ‘New Faces of Homeschooling More Families Seek Non-Traditional Education’ では、Hスクーラーへのインタビューを通して多様な方法を紹介している。
- 10) QuantumCamp <https://www.quantumcamp.com/> (2023年5月6日アクセス)
- 11) 一例として、通信制高校ナビの2017年7月19日のウェブページのタイトルは、「どうしたらもっと生きやすい社会になる? 「不登校とマイノリティ」 イベントレポート」と題し、その中で「学校に行かない子は悪い子」と言われたとか、学校にどうしても行けず「生きていく資格がないと思ってしまった」など、苦しく生きずらかった経験が発信されている(通信制高校ナビ、2017)。
- 12) 教育基本法第三条「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」
- (2023年4月アクセス)
- ・文部科学省(2019(令和元))「「不登校児童への支援の在り方について(通知)」令和元年10月25日  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm) から参照可能
  - ・不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議(2021令和3)不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書 [https://www.mext.go.jp/content/20211006-mxt\\_jidou02-000018318\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20211006-mxt_jidou02-000018318_03.pdf) から参照可能
  - ・文部科学省(2021)「令和2年度不登校児童生徒の実態調査 結果概要」  
[https://www.mext.go.jp/content/20211006-mxt\\_jidou02-000018318-2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20211006-mxt_jidou02-000018318-2.pdf) から参照可能
  - ・文部科学省(2023(令和5))「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策プラン(COCOLOプラン)について(通知)」,「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策プラン(COCOLOプラン)について(概要)」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1397802\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397802_00005.htm)  
(2023年4月12日アクセス)
  - ・不登校に関する調査研究協力者会議(令和4年)『不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～』  
[https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/6686/00428972/03\\_betten2\\_04\\_207.pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/6686/00428972/03_betten2_04_207.pdf)  
(2023年6月20日アクセス)
  - ・Nayir, F., & Sari, T. (2021) “Identifying Parents’ Home-schooling Experience during Covid-19 Period” ASIAN JOURNAL OF DISTANCE EDUCATION Vol 16, Issue 1.
  - ・荻野達史、川北稔、工藤宏明、高山龍太郎編著(2008)『「ひきこもり」への社会学的アプローチ：メディア・当事者・支援活動』ミネルヴァ書房
  - ・秦明夫(2001)「ホームスクールと学校制度ーホームスクールが問いかけるもの」『Contexture: 埼玉大学教養紀要』第18号、1-20頁。秦の論文は2000年に埼玉大学教養紀要に掲載されているが、機関リポジトリで閲覧できるものは発行年が2001年になっている。
- 引用参考文献**
- ・中央教育審議会(2023(令和5))「次期教育振興基本計画策定について(答申) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1412985\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1412985_00005.htm)

- ・下村一彦 (2004) 「米国におけるホームスクールへの公的支援制度—アラスカ州 Family Partnership Charter School を事例に」『教育制度学研究』第11号、172-185頁。
- ・佐々木司 (2010) 「学校に通うホームスクーラー：ホームスクールと非ホームスクールとの間」『山口大学教育学部研究論叢』第59巻、85-97頁。
- ・宮口誠矢 (2019) 「義務教育としてのホームスクールの制度原理—米国アイオワ州の規制制度と支援制度を事例として」『日本教育行政学会年報』第45号、103-119頁。
- ・宮口誠矢 (2020) 「学校教育とホームスクール家庭を学習拠点とする義務教育機会の諸相」『日本教育政策学会年報27号 特集1：学校制度の臨界を見極める』25-38頁。
- ・中島千恵 (2022) 「共通の基盤を求めて：アメリカの法規定を通して見えるホームスクーラーを公立学校につなごうとする社会的意志」京都文教大学『こども教育学部研究紀要』第2集、33-51頁。
- ・中島千恵 (2023) 『公教育の次の段階の模索—共通の基盤形成に向けて—：ホームスクーラーは自分たちをどのように発信しているか』2019-2023 (令和1-5) 年度科学研究費補助金 挑戦的研究 (萌芽) (課題番号 19K21799) 令和4年度報告書。
- ・US Department of Education, Institute of Education Sciences, National Center for Education Statistics (2019) “School Choice in the United States: 2019.” <https://nces.ed.gov/programs/schoolchoice/> (最終アクセス2023年4月29日)
- ・Eggleston, C., & Fields, J., (2021) “Census Bureau’s Household Pulse Survey Shows Significant Increase in Homeschooling Rates in Fall 2020” in “Homeschooling on the Rise During COVID-19” <https://www.census.gov/library/stories/2021/03/homeschooling-on-the-rise-during-covid-19-pandemic.html> (最終アクセス2023年4月29日)
- ・Hirsh, A., (2019) “The Changing Landscape of Homeschooling in the United States” Center for Reinventing Public Education (CRPE) [https://crpe.org/wp-content/uploads/homeschooling\\_brief\\_final.pdf](https://crpe.org/wp-content/uploads/homeschooling_brief_final.pdf) (最終アクセス2023年4月29日)
- ・U.S. Government of State, Global Community Liaison Office, “Home Study Resources and Curricula” <https://www.state.gov/global-community-liaison-office/education-and-youth/homeschooling/> (2023年4月20日アクセス)
- ・National Alliance for Christian Homeschool Association, <https://achel.org/index.html> (2023年5月1日アクセス)
- ・EdChoice (2023), Education Savings Account, Fast Facts. <https://www.edchoice.org/school-choice/types-of-school-choice/education-savings-account/> EdChoiceによるこの記述とデータは2023年4月17日アップデートされた内容。
- ・VELVA Education Fund (2021, 4/19), ‘Experts Weigh in: Hybrid Homeschooling is an Increasingly Popular Education Model for Families’ <https://velaedfund.org/experts-weigh-in-hybrid-homeschooling-is-an-increasingly-popular-education-model-for-families/> (2023年5月8日アクセス)

*Abstract*

## Supporting Homeschooling in the US with Diverse Learning Styles and Multiple Layers of Support: With the Hope to Overcome Labeling

Chie NAKAJIMA <sup>1)</sup>

In Japan, the number of students who have difficulties attending school for various reasons is reaching about 300,000. In 2023, the Ministry of Education made the COCOLO Plan public based on the Educational Opportunity Assuring Act. The plan aims to develop the policy to “assure students’ learning without Leaving No One Behind.” This paper probes into various learning styles and multiple layers of support for homeschooling in the United States. By doing so, this paper aims to get some insights into the learning support of Japanese students who have difficulty attending regular school and how the National Education System can be improved.

Keywords: positive learning, assurance of learning, homeschooling

---

<sup>1)</sup>Kyoto Bunkyo University